普通預金(無利息型を含む)規定、貯蓄預金規定、総合口座取引規定 普通預金・総合口座・貯蓄預金共通規定

以下の条項を新設いたします。

(未利用口座管理手数料)

- (1) 2021年6月1日以降に開設した普通預金口座(無利息型を含みます)は、当金庫ホームページ等で別途表示する一定の期間、決算利息以外の預入れまたは本項にかかる手数料以外の払戻しがない場合には、未利用口座となります。ただし、2021年6月1日以降に開設した普通預金口座のうち次の各号に掲げるものは未利用口座とならないものとします。
 - ①この預金口座の残高が1万円以上ある場合
 - ②この預金口座と同一店舗において定期性預金、国債、保険等のお取引がある場合
 - ③この預金口座と同一店舗において借入残高が1円以上ある場合(カードローン契約があるときは、借入残高がない場合も含む。)
- (2) 未利用口座には、当金庫ホームページ等の「手数料一覧」で記載の未利用口座管理手数料がかかります。
- (3) この預金口座が未利用口座になった場合には、当金庫は当該口座から払戻請求書等によらずに当金庫所定の方法により、未利用口座管理手数料を引き落とします。
- (4) 前項で引き落とした未利用口座管理手数料は返却しません。
- (5) 第3項の場合において、この預金口座の残高が未利用口座管理手数料に満たない場合、当金庫は、預金者に通知することなく、残高全額を未利用口座管理手数料に充当の上、この預金口座を解約することができるものとします。
- (6) 前項で解約させていただいた口座の再利用はできません。